

深谷市立深谷中学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(設 置)

平成25年6月28日交付の「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等に関する措置を効率的に行うため、深谷中学校いじめ防止対策委員会を設置する。

(定 義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

→「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日法律第71号）」[第2条1項]

※ この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(目 的)

校内に複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により組織される「いじめ防止対策委員会」を設置することにより、生徒・保護者等に対して、いじめ防止等について、組織的・積極的に対応する姿勢を明確にするとともに未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(取組内容)

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ②いじめの状況把握及び分析
- ③いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④いじめを行った生徒に対する指導と支援
- ⑤いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑥いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他いじめ防止に係わること

(組 織)

校長、教頭、教務主任（主幹）、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、教育相談員、スクールライフサポーター、臨床心理士、学校福祉相談員、児童養護施設長とし、必要に応じて学級担任、PTA 会長、教育振興会長、深谷警察署（生活安全課）深谷市子ども青少年課、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員を加え、「いじめ防止対策委員会」を組織する。

附則 この要綱は、平成26年3月17日より施行する。
平成28年4月 1日に変更する。

いじめ防止対策推進法

第四章いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。